

訪問設定サポート利用規約

株式会社ヤマダホールディングス

株式会社ヤマダホールディングス(以下「当社」といいます。)は、以下の訪問設定サポート利用規約(以下「本規約」といいます。)に従い、端末設備または宅内 LAN 機器等の取付工事及び設定サポート(以下「本工事等」といいます。)を提供します。なお、本工事等の詳細内容については、別表に定める通りとします。

(本規約の変更)

第1条 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

2. 変更後の規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。

(申込)

第2条 本工事等の利用を希望するときは、そのことを当社所定の契約申込書にて当社所定のサービス取扱所に提出、または別途、当社が定める方法により申込みしていただきます。

(本工事等の申込の承諾)

第3条 当社は、本工事等の申込があった時は、受付順にしたがって承諾します。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本工事等の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本工事等の申込者(以下「本申込者」といいます。)が、当社が指定するサービス(当社が規約等を別に定め提供するサービスをいいます。以下「対象サービス」といいます。)の申込者および契約者でないとき。

(2) 申込時に虚偽事項を申告したとき。

(3) 申込に係る内容が、当社が別に定める本工事等の詳細内容の条件外であったとき。

(4) 本申込者が本工事等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3. 申込の承諾後であっても、本申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

(契約の成立)

第4条 当社は、契約者等と本規約に基づく訪問設定サポート利用契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。本契約の成立は、本規約第2条(申込)に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで、当社が申込の承諾をした日とします。

(契約内容の変更)

第5条 契約者(本工事等の契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)は、第2条の申込内容に変更があるときは、本工事等を行う日の2営業日前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 前項の期日を過ぎて、契約者が契約内容の変更をする場合、契約者は本工事等の費用(以下、工事費といいます)を負担するものとします。

(契約の解約)

第6条 契約者が本契約を解約する場合は、本工事等を行う日の2営業日前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 前項の期日を過ぎて、契約者が本契約を解約する場合、契約者は工事費を負担するものとします。

(本工事等の提供等)

第7条 当社は、契約者が契約している対象サービスを利用する場所に限り本工事等を行うものとします。

2. 本工事等は、当社が別途指定する工事業者(以下「工事業者」といいます。)が行うものとします。

(本工事等の事前準備等)

第8条 契約者は、当社が指定する、本工事等を行うために必要な物品等(以下「物品等」といいます。)を、本工事等が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、契約者の負担とします。

2. 当社は、前項の物品等を契約者に貸出または販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は第14条に準じるものとします。

(本工事等の事前確認)

第9条 本工事等を行う日時は、当社又は工事業者と契約者の間で調整のうえ、決定します。

2. 当社は、本工事等の作業に着手する前に、訪問した工事業者より契約者へ次の事項についての確認を行うものとします。

- (1) 本工事等の内容、手順
- (2) 本工事等に関係する契約者宅及び契約者宅内の物品等の損傷の有無
- (3) 契約者宅内で本工事等を実施するうえで危険な場所の有無
- (4) 第8条に定める事前準備等の状況及び契約者のパソコン等の利用環境

(本工事等の完了)

第10条 工事業者による本工事等に係る作業終了後、契約者は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事等は完了したものとします。

2. 契約者が本工事等の完了後明らかに当社の責めによる作業内容の不備が発覚した場合、作業後

14日以内に限り無償で対応するものとします。

(本工事等の中止)

第11条 当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 工事業者が本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の事由があるとき。
- (2) 契約者宅又は契約者宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき。

(工事費等)

第12条 工事費は、別表に定める通りとします。

2. 契約者は、DSL方式に起因する事象等により、対象サービスの利用ができない場合であっても、工事費を負担するものとします。

(消費税相当額の加算)

第13条 契約者が支払う金額は、消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

(支払方法)

第14条 工事費は、当社が本規約の別表等にて定め、対象サービスの支払方法に準じて、お支払いいただきます。

(無保証)

第15条 当社は、契約者に対する本工事等の提供をもって、契約者による対象サービスの利用を保証するものではありません。

(責任の範囲)

第16条 当社が本工事等を行うにあたり契約者に損害を与えた場合、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。

但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、契約者のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。本工事等の提供にあたり当該データ等が滅失した場合であっても、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(権利義務の譲渡等)

第17条 契約者は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事等の契約上の権利又は義務

の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第18条 当社は、本申込者および契約者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。))をいいます。)を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

この改正規約は、平成27年4月1日から実施します。

附則

この改正規約は、平成27年7月1日から実施します。

附則

この改正規約は、令和2年10月1日から実施します。

別表

※下記に記載の料金は税抜です。

1.工事の種類および内容と工事費

1 工事ごと

| 工事の種類 | 工事内容 | 工事費 |
|-----------------|--|---------|
| 無線 LAN 機器設定サポート | ・無線 LAN 機器の設定(※) ・ADSL モデム接続(※) ・パソコンのネットワーク設定 | 9,334 円 |

(※)当社が提供する ADSL モデムおよび無線 LAN 機器に限ります。